

大東市監告示第9号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成26年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成27年3月31日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

【担当 監査委員事務局】

平成26年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆学校教育部（教育政策室、野崎青少年教育センター、北条青少年教育センター、学校管理課）

【教育政策室】

監査委員 指摘事項
<p>① 北河内地区教育長協議会について</p> <p>毎年、年度当初に北河内地区教育長協議会の会議が開かれ、会議終了後には引き続き「懇談会」が開催されている。この懇談会に参加するための経費は教育長交際費から会費として支出されているが、懇談会の場所が飲食店であること、また懇談会の目的が北河内各市の教育長の懇親を深める意味合いが強いことから、公費負担は妥当でない。</p> <p>今後は教育長相互の懇親会として開催することを明確にされるとともに、経費についても個人負担へと変更されたい。</p>
教育政策室 措置状況
<p>平成27年2月27日に当該懇談会が開催されましたが、この度ご指摘いただきました趣旨を踏まえまして、本会につきましては、個人負担へと変更いたしました。</p>

【教育政策室】・【学校管理課】

監査委員 指摘事項

② 大東市幼稚園教育振興連絡協議会負担金、大東市学校保健会負担金について

教育委員会は自ら事務局を務める大東市幼稚園教育振興連絡協議会に対し、市立幼稚園1園当たり2万円、2園で計4万円の負担金を支出している。団体の平成25年度決算を確認したところ約53万円の繰越金が発生しているが、団体の会費収入が年間16万円であることから、約3.3倍に相当する繰越金となっている。また学校保健会では約23万円の市の負担金に対して29万円余り繰越金があった。

このように大きな財源を団体に内部留保したまま、両団体への負担金支出を続けることは、公金支出の必要性に疑義が生じるものであり、負担金の不徴収や減額等の是正措置を早急に主導されたい。

教育政策室 措置状況

大東市幼稚園教育振興連絡協議会負担金については、是正措置として、平成27年度及び平成28年度の2か年は、会費を不徴収とする方向で、5月に実施予定の「第1回大東市幼稚園教育振興連絡協議会」において、事務局として提案する予定です。今後は適正な予算措置に努めてまいります。

学校管理課 措置状況

ご指摘のとおり、市の負担金以上の繰越金が発生しておりましたので、今年度については、繰越金による運営を依頼し、市の負担金の支出執行はしておりません。今後も学校保健会の決算状況を見極めながら適正な予算執行に努めてまいります。

【北条青少年教育センター】・【野崎青少年教育センター】・【学校管理課】

監査委員 指摘事項

③ 行政財産目的外使用許可について

北条および野崎両青少年教育センターならびに学校管理課では、4月1日付で行政財産の目的外使用を許可しているが、使用料の収納時期はいずれも5月中旬～7月上旬であった。しかしながら行政財産使用料条例では月前全納が原則とされており、遅くとも4月末日までに収納を完了できるように許可事務を行うなど、条例遵守に努められたい。

また一部に4月1日付の許可事務を11月に着手している事例や、電力会社に通知した許可書に「郵便事業のため」と誤った目的を記載するなど不適切な事例が見られており、適正且つ正確な事務執行に努められたい。

北条青少年教育センター 措置状況

26年4月1日以後の継続について3月中に使用許可（5年間）を行ったところです。今後、使用料の納付書を4月中の納付依頼とともに3月中に送付します。

野崎青少年教育センター 措置状況

日本郵便(株)大東郵便局については、25年4月1日から5年間の使用許可、関西電力(株)についても、26年4月1日から5年間の使用許可をしています。使用料の納付については4月末時に送付していましたが、今後は使用料の納付書を4月中の納付依頼とともに3月中に送付をしていきます。また許可書の記載誤りについても、今後このような事のないよう十分に注意してまいります。

学校管理課 措置状況

次年度以降は、行政財産の目的外使用の申請がある場合は、速やかに使用許可を行い、収納完了するよう条例遵守に努めてまいります。

【北条青少年教育センター】・【野崎青少年教育センター】・【学校管理課】

監査委員 指摘事項

④ 収納現金の取り扱い等について

北条、野崎両青少年教育センターならびに学校管理課においては、職員による現金の直接収納業務が行われている。しかしながら北条青少年教育センターでは、登録カード再発行代金の一部に現金を収納してから市の口座に払い込まれるまでに3日を要したものがあり、野崎青少年教育センターの学力向上ゼミ受講代金の一部では14日を要したものがみられた。また学校管理課においても、小中学校の屋内運動場使用料の一部に、払い込みに遅れがみられた。

会計規則では、収納現金については即日またはその翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされており、会計規則を遵守し収納現金を滞留させることがないように、特段の注意を行われない。

また収納現金を取扱う各課等には、現金異動を記録するための現金出納簿が備え付けられているが、学校管理課の現金出納簿では修正液を用いた修正が行われており、現金出納簿の持つ記録性を没却しかねない取り扱いになっていた。併せて是正を行われない。

北条青少年教育センター 措置状況

財務会計事務処理の取扱員の増員とともに毎日のチェック体制を強化し滞留のないよう処理してまいります。

野崎青少年教育センター 措置状況

財務会計事務処理の取扱員の増員とともに毎日のチェック体制を強化し滞留のないよう処理してまいります。

学校管理課 措置状況

監査委員会のご指摘以降、適正な事務の執行をしております。

【学校管理課】

監査委員 指摘事項

⑤ 奨学貸付金の滞納について

奨学貸付金の滞納状況を確認したところ、長期間返還が行われないケースや滞納者との接触が行われていないケースが多数見られた。

本市の奨学貸付金制度は、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対して、教育の機会均等をはかることを目的としている。悪質な滞納を放置することは、本制度への市民の信頼に揺らぎが生じ、円滑な制度運営を困難とすることに繋がっていく。

教育委員会におかれては、長期滞納者について実態調査を行うとともに、悪質と判断されるケースについては差押え等の法的手段を用いるなど、実効ある滞納対策を行われたい。

学校管理課 措置状況

従前より長期滞納者については、奨学生本人へ納付請求を行っておりましたが、現在は保護者へも納付請求を行うことで、成果が表れているところがございます。今後は、なお滞納が続くものについては、連帯保証人へも納付請求を行う予定にしておりますが、納付の改善が見られない場合は、居住地の調査等実効ある滞納対策を検討しております。

なお、3月中旬には長期滞納者との接触を行います。

【学校管理課】**監査委員 指摘事項**

⑥ 中学校給食費の滞納について

平成25年9月から中学校給食が開始されているが、平成25年度決算における給食費の収納率は小学校が99.1%であるのに対して、中学校では97.0%と約2.1%低い状態でのスタートとなっている。平成26年度においてもこの傾向に大きな変化が見られていないことから、中学校給食費の適正・公平な収納に一層の努力を行われたい。

学校管理課 措置状況

昨年度および今年度の滞納者については、滞納者との接触を行い、滞納対策を行っているところです。現在の収納率は、平成25年度分については98.2%まで改善しております。平成26年度分については96.3%となっており、引き続き収納率向上に努めてまいります。

今後も適正・公平な収納のために、滞納者との接触による滞納対策を行ってまいります。

【教育政策室】

監査委員 指摘事項

⑦ 進路選択支援事業について

市は大阪府の総合相談事業交付金の激減や各種相談事業の件数の減少を受けて、創意工夫ある相談事業の取組みや窓口の活性化等に向けて改善策を検討されているところである。進路選択支援事業にあっても、人件費を主とする委託料の水準が固定化する一方、相談件数は減少を続けており見直しが必要な状況にある。

市と一体となって見直しを行い、創意工夫ある取組みや窓口の活性化等に努められたい。

教育政策室 措置状況

進路選択支援事業を始めとする相談事業は市民のセーフティーネットであり、相談内容等から市の施策を進める上で大変重要なものであると認識しています。

現在、他の相談事業とともに検証作業を行っており、検証結果を参考にしながら、委託先と連携して、創意工夫ある取組みや相談窓口活性化など、進路選択支援事業が市民にとってより一層利用しやすいものになるよう27年度中を目途に改善してまいります。

【野崎青少年教育センター】

監査委員 指摘事項

⑧ 野崎青少年運動広場の清掃委託料について

市は平成19年度に、人権北条地域協議会および野崎地域人権協議会への委託事業について、団体との連携、支援に努めながらも、市民への説明責任が強化できるよう、見直しを行われたところである。見直し後6年が経過し、事業の固定化が危惧される中、市は現在の委託事業について検証を行い、見直しに着手されようとしている。

本委託事業についても、市と一体となり、効果的・効率的な視点から見直しを行われたい。

野崎青少年教育センター 措置状況

市民生活部（人権課）・街づくり部（水とみどり課）と共に調整し、事業内容、委託金額等を来年度中に検証し、見直しを行ってまいります。